

## 平成 29 年度 第 4 回理事会次第

日 時：平成 29 年 9 月 10 日（日）10：00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室  
（千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第五ビル 3 階）

1. 出席者及び資料の確認

2. 開 会

3. 会長挨拶

4. 議 題

(1) 会長と三役会からの報告

- ① 次年度予算案と事業計画案の提出について
- ② 選挙管理委員会の立候補者について
- ③ 定款変更について

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

（事前送付資料によりご確認ください）

(3) 議事

- ① 選挙管理委員会委員の理事会推薦について
- ② 日本会への会員管理委託解除について
- ③ 綱紀案件取り扱いにかかる日本会への再委託について
- ④ 綱紀案件取り扱いにかかる作業部会の設置について

5. 閉 会

次回理事会予定 第 5 回 理 事 会：平成 29 年 11 月 19 日（日）10：00～  
場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

## 【報告事項】

## 1. 地域集会実施報告及び実施予定

日時	地区	世話人	内容	参加人数
6月9日	市原	床井 祐介	『琢心会の地域づくり実践報告』	22
6月24日	長生・夷隅	宇津木 河野	地域のみなさんを手伝いたい！～ひびき手伝い 隊の取り組み～ 新しい地域包括支援体制を考える～社会福祉士 の役割と今できること～	12
6月24日	船橋・鎌ヶ谷	鳥居靖子 佐藤むつみ	生活困窮者自立支援制度について	21
7月12日	緑区	鈴木 さやか	情報交換	15
7月23日	佐倉・四街道・八街	秦野隆治	LGBTQ の悩みは、生活の悩み～性の多様性の 尊重と社会福祉士の関わり」	13
9月9日	山武・東金・芝山・ 横芝光	西沢 将行	みんながお互いに支え合い喜び合い、共に生きる。 そんな大きな家族を目指す活動	
9月16日	船橋・鎌ヶ谷	鳥居靖子 佐藤むつみ	知的障がい者の親として～ 「私たちは、こんな後見人がほしい」	
9月17日	印西	市川澄子	成年後見制度について	

※5地区 5箇所開催 参加人数 83人

## 2. 福祉の仕事セミナー（福祉のプロフェッショナルから学ぶ）

日時：平成 29 年 7 月 9 日（日）12：00～13：30

場所：幕張メッセ国際会議場

内容：「ソーシャルワーカーの 1 週間」と題して、MSW、PSW、CSW各会からスピーカーを選出。スケジュールを見せながらソーシャルワーカーの仕事を紹介する。その他、やりがい、失敗談、この仕事を目指す方へのメッセージなど。

参加人数 35人

主催 千葉県社会福祉協議会／千葉県福祉人材センター

担当委員 櫻井絢子氏（企画部会）

## 3. 世話人会開催について

日時：平成 28 年 9 月 24 日（日） 10:00～12:00

場所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

参加人数：11名

内容：地域集会、世話人の活動について意見交換

【添付資料】

なし

【報告事項】

1 点と線発行の進捗

(1) 第 94 号 7 月 26 日発送

(2) 第 95 号

95 号	7月31日(月)	95号広報会議
	9月25日(月)	原稿締切
	9月26日(火) ~ 10月2日(月)	編集落とし込み
	10月3日(火) ~ 10月9日(月)	1次校正
	10月10日(火) ~ 10月16日(月)	2次校正
	10月17日(火) ~ 10月23日(月)	編集作業
	10月24日(火) ~ 10月27日(金)	部会長チェック～入稿
	11月3日(金)	同封物原稿〆切
	11月下旬	発送作業

(内容) ①特集記事 わがごとまるごと (地域共生社会)

あなたにとっての「わがごと・まるごと」って何ですか？

②災害の情報収集に関するホームページのレイアウト変更のお知らせ (0.5P)

③ワンアップ研修 研修報告

受講者の中から執筆依頼

他

2 被災地支援の情報

※前回理事会での災害に関する情報発信の提案を受けて検討

①HPの構成を見直し

- ・トップページからすぐ入れる災害に関する情報のページを設ける
- ・被災地支援の際の補助制度の案内を掲載
- ・支援Pのホームページが被災地支援の情報が整理されているので、そことリンクをはる

②点と線に①の概要を掲載し周知する

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1) 平成29年度 基礎研修日程、テキスト代 (送料含む) 6,000円

①基礎研修Ⅰ 定員 80名 申込受講人数 74名 最終受講生70名

受講料 5,000円

開催日

平成29年 9月 3日 (土) 集合研修① ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成30年 2月11日 (土) 集合研修② ホテルリブマックス千葉美浜

②基礎研修Ⅱ 定員 40名 申込受講人数 49名

受講料 30,000円

平成29年度から基礎研修Ⅱ,ⅢDVD活用研修廃止→すべて生講義とする。

開催日

平成29年 5月28日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年 6月25日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ (午前のみ) 社会福祉センター 済み  
 平成29年 7月23日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年 8月20日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年 9月24日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜  
 平成29年10月22日: 人材育成系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜  
 平成29年11月12日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ 社会福祉センター  
 平成29年11月26日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ (午前のみ) ホテルリブマックス千葉美浜  
 平成29年12月24日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ  
 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター  
 平成30年 1月28日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜  
 平成30年 2月25日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター

他県の受講生を受け入れながら実施

③基礎研修Ⅲ 定員20名 申込受講人数 17名

受講料 50,000円

会場および日程は基礎研修Ⅱと同じです。

開催日

平成29年	5月28日:	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	6月25日:	実践評価・実践研究系科目Ⅰ		
		ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	済み
平成29年	7月23日:	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	8月20日:	権利擁護・法学系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	9月24日:	地域開発・政策系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	10月22日:	地域開発・政策系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	11月12日:	サービス管理・経営系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	
平成29年	11月26日:	サービス管理・経営系科目Ⅰ		
		(午前のみ)	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	12月24日:	サービス管理・経営系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	
平成30年	1月28日:	人材育成系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成30年	2月25日:	人材育成系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	

他県の受講生を受け入れながら実施

2 研修委員会 会議開催 平成30年度 基礎研修ⅠⅡⅢ 日程会議

平成29年9月18日(月) AM10:00~12:00 事務局奥 予定

会議内容:平成30年度基礎研修ⅠⅡⅢ 日程調整、

今年度開催のワンアップ研修、ファシリテーター研修の報告

平成29年度基礎研修ⅠⅡⅢの進捗状況

平成30年度に向けての研修内容の検討

【添付資料】

なし

【活動報告】

○ 第3回 ぱあとなあ千葉 運営委員会

日時：8月5日（水） 17:00 ～ 18:40

場所：千葉県社会福祉センター 会議室

出席：井部・今川・小川・片野・櫻井・篠田・四ノ宮・鈴木・高美・田中・辻村・服部・常陸谷・吉田

議題： 1 8月5日 全体会まとめ

- ・現在ある530万円は、ぱあとなあ千葉の事業のみに使用する。
- ・将来的なビジョンをふまえて負担金規則の改定など整理する。

2 平成30年度 運営委員会 組織体制について

- ・公募 ⇒ 2名から参加意向あり。

3 平成30年度 事業予算の取り扱いについて

- ・各部会で検討をお願いする

4 法人後見の取り扱いについて

- ・千葉家裁八日市場支部からの法人後見依頼の件
- ・対象地域に適正な後見事務者の確保が困難なため辞退。

5 未成年後見人：アンケート調査の取り扱い

- ・再度、内容を整理して運営委員 ML で送る。
- ・本部日本会の状況確認

6 成年後見制度利用促進基本計画の取り組みについて

- ・当面、リスクマネジメント部会で課題を検討する。

7 その他 次回の運営委員会 10月4日（水） 午後4時から

【添付資料】

なし

【報告事項】

活動状況等

委員会（7 月 29 日開催）

出席者 大浦 吉田 山本 越後谷 森脇 川上

1 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）の報告

31 人参加

アンケート結果報告

2 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）の打ち合わせ

10 月 14 日スタッフ：大浦 池田 森脇 川上 山本

（資料の搬入は、川上、池田）

10 月 15 日スタッフ：大浦 吉田、越後谷 池田

（資料の搬出は、池田）

※ スタッフは予定

※ 8 月 28 日時点では、24 名の受講申し込みあり

3 平成 30 年度事業について

委員会

年間 4 回程度を予定

学習会、見学会

3 回程度を予定

刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）（応用編）

研修時間をそれぞれ 12 時間に見直して、新たに認定機構に申請する。

実施時期は、基礎編を 7 月、応用編を 10 月に予定する。

マッチング支援事業

弁護士との打ち合わせ、被疑者との接見だけでは、弁護士から費用が出ないケースがあり、交通費も含め自腹になってしまうことがあるため、事業の活動費、交通費実費を 30 年度の予算に要求していく。

4 今年度の学習会、見学会について

今年度 2 回目の学習会、見学会の実施を検討する。時期は、年明けになる見込み。

【理事会決議・承認依頼事項】

7 月 30 日開催の理事会にていただきましたアドバイスを整理いたしました。

Q.日本会からの内容を転送してもよいかを精査すべき、また、転送の作業や担当はどうするのか。

A.日本会からの回答では、全ての対応は千葉会をお願いするという回答がありました。ということであれば、今までどおり掲示板等の利用での周知でもよいかと思います。

千葉県社会福祉協議会からのメールについては、広く希望者全員にではなく、現状のメンバーと災害対策委員会MLでよいかと思います。

転送作業についてはタイムラグができてしまうため。今までどおり、事務局から発信していただければと思います。

Q.誰でも災害支援に行けてしまう体制はどうかということについて

A.日本社会福祉士会からの派遣要請については、求められるものも明確なため、事前に日本会と相談して簡単なオリエンテーションをしてから送り出すということにしたいと思います。

Q.千葉県社会福祉協議会からのメールは千葉県社会福祉士会からの転送ではなく、各団体へ直接配信するようにということについて

A.CSW協会、PSW協会とは千葉県社会福祉協議会は協定が為されていないため、三団体と同じ情報を共有するとなると、とりあえずとして、整備されるまでは当会からの転送になってしまいます。

次回の災害対策委員会は三団体の合同での開催を予定していますので、この件については、その場で提案しようと考えています。

ご意見ありがとうございました。今後とも災害対策委員会を宜しく願います。



【添付資料】

資料 1－選挙管理委員会委員立候補者名簿及び理事会推薦者名簿

資料 2～資料 7－委託解除関係契約書ひな形

【報告事項】

1 選挙管理委員会委員立候補者及び理事会推薦者について報告する

2 事務委託解除準備について

2018 年度からの会員管理委託解除に伴う資料について一部報告

【理事会決議・承認依頼事項】

1 選挙管理委員会委員理事会推薦者について、承認いただきたい

2 2018 年度からの事務委託解除について、2017 年 11 月末までに（公社）日本社会福祉士会に申出することについて、承認いただきたい

3 2 の 2018 年度からの事務委託解除に伴い、すべての事務委託がいったん全て解除となる  
綱紀案件事務委託のみ再契約可能（会員 1 名につき 200 円）となるが、再契約の可否について、  
検討お願いしたい

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 平成 29 年 7 月 31 日～9 月 10 日

【活動報告】

- 8 月 5 日(土) ぱあとなあ千葉臨時総会参加
- 24 日(木) 茂原市地域包括支援センター運営委員会
- 30 日(水) こども応援の打ち合わせ
- 9 月 1 日(金) 社会福祉士会 3 役会
- 3 日(日) 基礎研修 I 講師
- 10 日(日) 理事会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 平成 29 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日 我孫子市社会福祉協議会  
法人後見運営委員会 運営委員 片野 無事生氏
- 平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日 我孫子市役所  
我孫子市保健福祉サービス調整委員 南野 奈津子氏

【講師派遣】

- 平成 29 年 11 月 25 日 浦安市社会福祉協議会  
市民後見人養成講座 講師 櫻井 勉氏、佐野 由佳里氏

【後援・協賛】

- 平成 29 年 9 月 30 日 千葉県介護福祉士会 「訪問介護フォーラム 2017」後援
- 平成 29 年 10 月 7 日 認知証メモリーウォーク千葉実行委員会  
「第 11 回認知証メモリーウォーク・千葉」後援
- 平成 29 年 11 月 3 日 千葉県がん患者大集合 2017 実行委員会  
「千葉県がん患者大集合 2017」後援
- 平成 29 年 11 月 11 日 千葉県社会福祉協議会  
「平成 29 年度第 2 回福祉のしごと就職フェア・in ちば」後援
- 平成 29 年 11 月 12 日 千葉県歯科医師会  
「ちば県民いい歯とお口の健康ウイーク ～いい歯のイベント 2017～」後援
- 平成 29 年 12 月 9 日 鴨川市福祉総合相談センター  
「第 4 回安房地域包括ケア推進セミナー」についての協力
- 平成 30 年 3 月 11 日 一社)千葉県作業療法士会 「第 19 回千葉県作業療法士学会」後援

【日本社会福祉士会】

○平成 29 年 9 月 2 日～3 日 2017 年度 都道府県社会福祉士会会長会議

相澤 雅則副会長、奥野 不二子副会長(代理出席)

○平成 29 年 9 月 16 日 虐待対応専門職チーム経験交流会

朽名 高子氏出席予定

○平成 29 年 11 月 23 日、12 月 2 日 2017 年度基礎研修講師養成研修

宮本 哲男氏、石山 明子氏、大橋 輝己氏、宮下 朱実氏参加予定

◇その他の活動

○平成 29 年 9 月 12 日 第 10 回千葉県福祉人材確保・定着推進協議会

相澤 雅則副会長(代理出席予定)

○平成 29 年 10 月 4 日 平成 29 年度千葉県後見支援センター関係機関連絡会議

小川 晴雄氏出席予定

○平成 29 年 10 月 6 日 平成 29 年度千葉県第 1 回地域リハビリテーション協議会

石山 明子氏出席予定

\*\*\*\* 会員情報 \*\*\*\*

8 月 31 日現在 正会員:1,472 名 (新入会: 5 名、転入:2 名、転出:0 名、退会:1 名、資格喪失:0 名)

資料1

1 選挙管理委員会委員立候補者名簿

	会員名	ふりがな	会員番号
1	山本 直行	やまもと なおゆき	57382
2	中島 信行	なかしま のぶゆき	43587

※敬称略

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則第5条4項により、応募者が選挙管理委員会の定数(5名)に満たない場合は、その不足する人数を理事会の推薦により決定します。

2 選挙管理委員会委員理事会推薦者名簿

	会員名	ふりがな	会員番号
3	吉田 圭介	よしだ けいすけ	50028
4	古谷 充	ふるや みつる	51462
5	吉田 愛子	よしだ あいこ	2341

※敬称略

現在、会員管理（入会・退会手続き及び会費徴収）の事務委託している都道府県社会福祉士会へ

第二期中期計画では2019年度からすべての都道府県社会福祉士会が会員管理及び会費徴収事務を行うこととしており、現在は移行期間中です。現在、10の都道府県社会福祉士会が会員管理及び会費徴収事務を行っています。下記の内容は、事務委託を解除することについて検討を行う場合の参考にしていただけますと幸いです。2018年度から事務委託を解除する場合は、2017年11月末までにご連絡ください（11月の月報に、連絡用FAX用紙を同封する予定です）。2018年度も引き続き会員管理の事務委託をする場合、本会へのご連絡は不要です。ご不明な点等ございましたら下記担当へお問合せください。

### 事務委託の解除について＜参考資料＞

#### 1. 事務委託契約とは

- (1) 入・退会事務
- (2) 入会金および会費の預金口座振替による回収事務（後見名簿登録料等の徴収事務を含む）
- (3) 綱紀案件に関する事務（再契約可）

#### 2. 事務委託解除についての検討事項

##### (1) 入・退会事務の体制を整える

- ・入・退会事務内容を確認する
- ・入・退会及び登録変更に関する事務に必要な体制の整備、書類の準備  
※会員の社会福祉士登録証（写し）も都道府県社会福祉士会で保管する書類となります。

##### (2) 会費徴収方法について検討する

- ・会費引落代行業者を日本社会福祉士会と同じ三菱UF Jファクターを利用するか、他の引落代行業者にするかを検討します。
- ・ご検討の参考のため、本会に引落口座を設定している方の金融機関別集計を本会より提供することも可能です。
- ・三菱UF Jファクターを利用（他社と比較検討）する場合、本会を通じて、三菱UF Jファクターの担当者から社会福祉士会担当者へ連絡していただきます。サービス内容の確認、費用等の見積を取得し、都道府県社会福祉士会で検討してください。ただし、引落手数料が本会より高くなる場合があります。
- ・他の引落代行業者にする場合は、会員に対し新規に口座手続き依頼が必要となります。
- ・三菱UF Jファクターを利用する場合は、本会が使用していた会員の引落口座データを移管することができます。他社の場合は、会員への口座設定依頼が必要になります。
- ・三菱UF Jファクターを利用することが決定したら、契約等の手続きの他、本会との覚書を交わし、本会からの会員の引落口座データをお送りします。実際の引落開始前に、データ送受信のテスト等の準備があります。
- ・都道府県社会福祉士会は、会員に対して、会員管理および会費徴収事務が本会から社会福祉士会へ移行すること（本会が使用していた引落口座情報を引き継ぐことを含む）、これにより本会からの引落がないことおよび社会福祉士会が引き落とすこととその予定日を通知するとともに同意の

取得を行ってください。

(3) 綱紀案件に関する事務を解除するか、再契約するか検討する。

- ・綱紀案件に関する事務を継続する場合は、現在契約中の入退会事務、会費徴収事務、綱紀案件に関する事務を一旦解除した上で、綱紀案件に関する事務委託のみ改めて締結します。

(4) 検討スケジュール (イメージ)

前提となる事項	(三菱UFJファクターの場合) ・口座振替依頼書や引落にかかる一覧の事務を担うことが出来ること (常勤職員に限らない)
11月～12月	・事務委託解除の検討を開始される際には、前年度の11月までに本会にご連絡ください。 ・会費徴収代行業者の選定をおこない、社会福祉士会で決定する。 ・本会に連絡し、三菱UFJファクター及び本会との間の契約、覚書を交わし、会員の引落口座データを移管する。 ・できるだけ未納がない状態で徴収事務移管をするため会費督促をする(両会)。
1月～3月	・会員への説明(会報、総会説明)、同意取得を行う(参考文書あり)。 ・請求事務のテストを行う。

3. 事務委託解除に伴う主な経費

項目	委託の場合	委託を解除した場合
入・退会事務委託手数料	新入会者数×5,000円	なし
新入会グッズ費用(会員証・バッチ・生涯研修手帳)		新入会者数×1,000円 請求時期: おおむね3ヶ月毎に請求 (例: 4～6月入会者分を7月に請求)
綱紀案件に関する事務委託		(再委託する場合) 4月1日現在会員数×200円 請求時期: 10月頃 ※綱紀案件の事務を再委託せず独自で実施する場合は、費用負担はありません。
後見名簿登録料等の徴収事務	名簿登録者数×200円 請求時期: 7月頃	なし

<本件についての担当・連絡先>

公益社団法人日本社会福祉士会 事務局 庄子 夏子  
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階  
TEL: 03-3355-6541 FAX: 03-3355-6543  
E-mail: shoji@jacsw.or.jp

今年度、会員管理（入会・退会手続き及び会費徴収）の事務委託している都道府県社会福祉士会へ

**2018 年度から会員管理（入会・退会手続き及び会費徴収事務）の  
事務委託をしない社会福祉士会は、11 月末までに  
日本社会福祉士会へご連絡ください。**

- 会費請求の引落代行業者を本会と同じ三菱UFJファクターを利用する場合、契約等の手続きの他、本会からの会員の引落口座データ移管、データ送受信のテスト等の準備等のため、年内には三菱UFJファクターへの連絡をする必要があります。
- 会員管理事務委託の中止のご連絡をいただきましたら、折り返し、会員管理事務委託契約解除の書類をお送りいたします。
- 会員管理事務委託を中止し、綱紀案件の事務委託は継続する場合については、別途、綱紀案件事務委託契約書をお送りいたします。
- 2018 年度も引き続き会員管理の事務委託をする場合、本会へのご連絡は不要です。

＜本件についての担当・連絡先＞

公益社団法人日本社会福祉士会 事務局 庄子 夏子  
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階  
TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543 E-mail : shoji@jacsw.or.jp

\*\*\*\*\* 切り取らずにこのまま FAX にてご連絡ください \*\*\*\*\*

**会員管理事務委託中止連絡用 F A X 用紙**

\_\_\_\_\_ 社会福祉士会は、2017 年度末で会員管理の事務委託契約を解除します。  
綱紀案件の事務委託については、（ 継続 ・ 契約解除 ） します。

会費徴収方法について該当する項目に○印をつけてご回答ください。

- ( ) 会費徴収には引落代行業者を日本社会福祉士会と同じ三菱UFJファクターを利用予定です。
- ( ) 会費徴収には、他の引落代行業者若しくは振込での入金依頼を予定しています。
- ( ) 会費徴収の方法は検討中です。
- ( ) その他（具体的にご記入ください： \_\_\_\_\_ )

**FAX : 03-3355-6543** 11月末迄 公益社団法人日本社会福祉士会 庄子行き

参 考 書 式

資料4

年 月 日

公益社団法人日本社会福祉士会  
会 長 西島 善久 様

事務委託契約解除通知書

本会は、貴会と契約した下記の事務委託を〇〇〇〇年3月31日で解除いたしますので、  
ご通知いたします。

1. 入退会事務、会費の預金口座振替による徴収事務及び正会員に関する綱紀案件の事務  
但し、正会員に関する綱紀案件の事務を再契約します。
2. ばあとなあ名簿登録料等の預金口座振替等の方法による回収事務

\_\_\_\_\_  
社団法人 社会福祉士会

\_\_\_\_\_  
会 長 印



## 入退会等および会費徴収の事務委託解除にかかる覚書

〇〇社団法人〇〇県社会福祉士会（以下、甲という）と公益社団法人日本社会福祉士会（以下、乙という）は、現在、甲からの委託を受けて乙が実施している会員管理および会費徴収事務について、当委託事務解除後の移行について、以下の通り確認する。

### 第1条（主旨）

委託事務解除後の甲と乙の間における、会員管理及び会費徴収事務の運用等において必要な事項を確認する。

### 第2条（入退会等事務）

#### 1 入退会等事務

入退会等事務とは次の業務をいう。

- (1) 甲へ入会希望する者の入会手続きにかかる事務
- (2) 甲の正会員（以下、丙という）の退会手続きにかかる事務
- (3) 丙の会員情報変更にかかる事務
- (4) 丙の他社会福祉士会との移動（転出および転入）にかかる事務

#### 2 入退会等事務の運用

乙から甲へ入退会等事務の移行後の運用は次のとおりとする。

- (1) 入会手続きにかかる事項
  - ①甲は甲に入会希望する者へ入会に必要な書類一式を送付する。
  - ②甲は入会を希望する者から入会に必要な書類を受理し入会審査を行い登録にかかる所定の手続きを終了後、乙の会員管理システム（以下、「システム」という）への登録に必要な情報（以下、「会員情報」という）、入会申込書および社会福祉士登録証の写しを乙へ送付する。なお、情報の取扱いは「都道府県社会福祉士会の正会員情報の共有に関する規則」および「同細則」にもとづく。
  - ③乙は甲から送付された情報にもとづきシステム登録を行い、全国通しの会員番号を発行する。
  - ④乙はシステム登録を月末締めにて行い、速やかに甲の入会者リストならびに発行した会員番号を付記した入会申込書を甲へ送付する。
- (2) 退会手続きにかかる事項
  - ①甲は丙から退会の申し出があるときは速やかに退会届を送付する。
  - ②甲は丙から退会届および会員証を受理し所定の退会にかかる手続きを終了後、退会者の会員情報を乙へ通知する。
  - ③乙は通知を受けてシステムの退会処理を行う。
- (3) 会員情報の変更にかかる事項
  - ①甲は丙から会員情報の変更届を受理し所定の変更にかかる手続きを終了後、変更届の内容を乙へ通知する。
  - ②乙は甲から送付された変更内容にもとづきシステム変更を行う。
- (4) 他社会福祉士会との移動にかかる事務
 

他社会福祉士会との移動にかかる扱いは第4条にもとづく。
- (5) 甲及び乙が保有する情報の照合
  - ①乙は月末に甲へ、(1)(2)(3)(4)によるシステム情報の追加、変更、削除にもとづき月間の新入会・変更会員・退会者リストを送付する。
  - ②甲は甲が所有する会員名簿と乙が送付した新入会・変更会員・退会者リストの照合を行う。

資料5

第3条（会費徴収事務）

1 会費徴収事務

会費徴収事務とは次の業務をいう。

- (1) 丙の入会金及び年会費の金融口座からの引落事務
- (2) 丙の入会金及び年会費の振込対応
- (3) 丙の入会金及び年会費の未納に対する督促業務
- (4) 丙の入会金及び年会費の未納退会者の管理（資格喪失の確定）
- (5) 丙の入会金及び年会費の口座変更処理
- (6) 丙の入会金及び年会費の口座振替手続き（新入会及び転入者）

2 会費徴収事務の運用

乙から甲へ会費徴収事務の移行後の運用は次のとおりとする。

- (1) 甲は会費引落日を設定し会費徴収を行う。会費徴収にかかる収納代行会社の事務取扱手数料は甲が負担する。
- (2) 甲は入金があった年会費から当該人数に相当する乙の年会費を4月末、7月末、11月末に乙へ振り込む。振込手数料は甲の負担とする。
- (3) 甲が前項を実施する際は合わせて乙に明細を報告する。明細とは、引落結果及び振込納入の状況にもとづいた、乙の「当年度会費明細」「未収金に明細」とする。
- (4) 他社会福祉士会との移動にかかる扱いは第4条にもとづく。

第4条（社会福祉士会間の移動）

丙が甲から他の社会福祉士会へ転出する場合もしくは他の社会福祉士会から甲へ転入する場合、「日本社会福祉士会の正会員に所属する社会福祉士の正会員間の移動に関する規則」にもとづき、次のとおり対応する。

- (1) 入退会等手続きについては、第2条（3）項の会員情報の変更にかかる事項に準ずる。
- (2) 会費徴収事務にかかる事項
  - ① 甲は、丙が乙と会費徴収事務および会員管理事務の委託契約（以下、「委託契約」という）をしている社会福祉士会へ転出した場合は、甲は会費徴収事務を停止し乙に引き継ぐ。乙は当該会員に会費納入の手続きを案内し会費徴収を行う。
  - ② 乙は、委託契約をしている社会福祉士会に所属する正会員が甲へ転入する場合は、乙は会費徴収事務を停止し甲に引き継ぐ。甲は当該会員に会費納入の手続きを案内し会費徴収を行う。
  - ③ 甲と委託契約をしていない社会福祉士会の間における転出および転入に関しては、二重徴収等が生じないように、甲、乙、委託契約をしていない社会福祉士会の三者で会費徴収状況を確認の上、甲ないしは委託契約をしていない社会福祉士会は会費徴収事務を引き継ぐ。

第5条（会員管理および会費徴収事務の責任の所在）

会員管理および会費徴収事務が乙から甲へ移行された後は、会員管理および会費徴収事務にかかる責任は甲が担う。

第6条（移行）

会員管理および会費徴収事務の移行手順は次のとおりとする。

- (1) 甲および乙にて当該覚書を交わす。
- (2) 甲は丙に対して、会員管理および会費徴収事務が乙から甲へ移行すること（乙が使用していた引落口座情報を引き継ぐことを含む）、これにより乙からの引落がないこと、および甲が引き落とすこととその予定日を通知するとともに同意の取得を行う。
- (3) 乙は甲に乙が保有する口座引落情報を提供する。

資料5

第7条（譲渡禁止）

甲および乙はこの覚書に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第8条（機密保持）

甲および乙は本契約における業務上知り得た事業上の機密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらねばならない。

第9条（有効期間）

本覚書の有効期間は、契約締結の日より翌年度末とする。

ただし、契約期間満了3ヶ月前までに甲乙のいずれかが異議を申し出ないときは、期間満了の日の翌日から起算して1カ年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。

第10条（協議事項）

- (1) 通信、搬送手段その他の都合により本契約に定める方法による処理が困難な場合には、甲乙協議して臨時の処理方法を定めるものとする。
- (2) 天災その他乙の責任に帰すことのできない不可抗力の事由により、本契約通りの履行ができない場合は甲乙協議の上処理するものとする。
- (3) 本契約に定めのない事項または本契約各条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

第11条（合意管轄）

甲と乙との間で紛議が生じた場合は、甲および乙は、双方の信頼関係に基づき誠意をもってこの解決に向けて協議し、やむを得ず訴訟を必要とする場合は、乙の所在地を管轄する裁判所をもって、管轄裁判所とすることで合意するものとする。

本覚書を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階  
公益社団法人 日本社会福祉士会  
会 長 西島 善久

綱紀案件事務委託契約書

〇〇社団法人〇〇県社会福祉士会（以下甲という）と公益社団法人日本社会福祉士会（以下乙という）とは、甲の正会員（以下丙という）が苦情申立をされた場合、その受付から「社会福祉士の倫理綱領」、「社会福祉士の行動規範」及び「正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規則」に基づき丙に対する処分案を甲へ通知するまでの事務を乙に委託することができることについて、以下の通り契約する。

第1条（主旨）

甲と乙は丙に関する綱紀案件の事務を円滑に遂行するために相互に緊密なる連携を保ち本契約に基づく事務を甲乙の双方が誠実に履行するものとする。

第2条（本契約の発効）

本契約は、本契約の締結をもって〇〇〇〇年4月1日から発効する。

第3条（事務の内容及び分担）

- 1 甲の事務局は丙に対する苦情申し立ての受付をした時は、すみやかに乙の事務局へ送付する。
- 2 甲の事務局が受付し送られてきた丙に対する苦情申し立て又は乙の事務局において受け付けた丙に対する苦情申し立てを乙の綱紀委員会へ伝達する。
- 3 乙の綱紀委員会は「正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規則」に基づき処分執行を除く丙に対する苦情申し立てに関して調査・審査の事務を行う。
- 4 第3項を受け乙の理事会は丙に対する処分案を議決した場合、甲へ通知する。ただし、処分案が除名の時、資格取り消しの意見具申の有無も甲へ通知する。
- 5 甲は乙の丙に対する処分案の通知を受け丙に対する処分案を審議し、執行することができる。
- 6 甲は丙に対する処分における除名及び資格取り消しの意見具申について決定した場合は、甲は乙に速やかに報告するものとする。
- 7 第6項を受けて甲の会長と乙の会長は、連名で丙の甲からの除名を厚生労働省へ報告及び丙の資格取り消しについて意見具申をする。
- 8 丙の処分の公表の範囲・方法は、乙の理事会で決定し、公表は丙の処分の執行が確定してから行う。
- 9 丙が処分の執行を不服とし、丙から甲に対して訴訟があったとき、乙は訴訟当事者として訴訟参加することができる。

第4条（丙等との折衝）

乙の事務局は、申立人及び丙に対する連絡等の事務を行う。

第5条（事務取扱手数料）

- 1 事務取扱手数料の額は、乙の綱紀案件事務にかかる年間経費から、甲の所属正会員数に応じて割り戻した額とする。
- 2 第1項の乙の年間経費は、綱紀案件事務にかかる委員会経費、調査経費、弁護士費用、人件費から算出することとし、初年度契約時は所属正会員1名あたり200円とする。
- 3 第1項の甲の所属正会員数は毎年度の4月1日の所属正会員数とする。
- 4 第2項及び第3項から初年度契約時の事務取扱手数料は、200円に甲の4月1日時点の正会員数を乗じた額とする。
- 5 年間経費が変動し事務取扱手数料の改正が必要な場合は、改正する前年度の12月に乙から甲に通知するものとする。

第6条（譲渡禁止）

甲および乙はこの契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

資料 6

第 7 条 (機密保持)

甲および乙は本契約における業務上知り得た事業上の機密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらねばならない。

第 8 条 (契約解除)

- 1 甲または乙は、文書をもって3ヶ月前までに相手方に通知することにより、何時でも本契約を解除することができる。
- 2 甲および乙のいずれかについて以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、甲および乙はその旨を文書にて通知し、本契約を解除できるものとする。
  - (1) 本契約に違反したとき。
  - (2) 本契約に基づく実務に関し、甲または乙の一方の故意または重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
  - (3) 支払いの停止、または破産、もしくは解散の決議がなされたとき。
  - (4) 第 6 条 (譲渡禁止) に違反したとき。
- 3 第 1 項から第 2 項までにより本契約が解除された場合において本契約有効期間中に履行中のものがあるときは、履行の終了を持って本契約は効力を失うものとする。
- 4 第 1 項から第 2 項までにより本契約が解除された場合において、すでに甲が乙に対して支払った事務取扱手数料は返金を要さないものとする。

第 9 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

ただし、契約期間満了 3ヶ月前までに甲乙のいずれかが異議を申し出ないときは、期間満了の日の翌日から起算して 1 年間なおその効力を有するものとし、以降も同様とする。

第 10 条 (協議事項)

- 1 通信、搬送手段その他の都合により本契約に定める方法による処理が困難な場合には、甲乙協議して臨時の処理方法を定めるものとする。
- 2 天災その他乙の責任に帰すことのできない不可抗力の事由により、本契約通りの履行ができない場合は甲乙協議の上処理するものとする。
- 3 本契約に定めのない事項または本契約各条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

第 11 条 (合意管轄)

甲と乙との間で紛議が生じた場合は、甲および乙は、双方の信頼関係に基づき誠意をもってこの解決に向けて協議し、やむを得ず訴訟を必要とする場合は、乙の所在地を管轄する裁判所をもって、管轄裁判所とすることで合意するものとする。

本契約を証するために本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上それぞれ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階  
公益社団法人 日本社会福祉士会  
会 長 西島 善久

資料7

会員証・バッチ・生涯研修手帳取引契約書

売主（以下甲）公益社団法人日本社会福祉士会と買主（以下乙）〇〇社団法人〇〇県社会福祉士会との間に、次の通り、会員証・バッチ・生涯研修手帳（以下入会セット）の取引契約を締結する。

第1条（目的）

次に表示のものを甲は売渡し、乙はこれを買受ける。

目的物：入会セット（新入会1名分）

第2条（契約の発行）

本契約は、本契約の締結をもって〇〇〇〇年4月1日から発効する。

第3条（代金）

代金は乙に入会した乙の正会員（以下丙）1人に配布する入会セット1つあたり1,000円（消費税込み）を乙は甲に対し支払うものとする。

第4条（引渡し）

甲は丙に入会セットを送付するものとする。送付に係る費用は甲の負担とする。

第5条（代金の請求）

甲は丙へ送付した入会セットの数に1,000円を乗じた金額を代金として乙に請求する。

第6条（代金の支払い）

乙は第5条により請求された額を甲の指定する口座へ振り込むこととする。

なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（所有権の移転）

所有権の移転時期は入会セットが丙の所在地に到着した時期に移転する。

第8条（危険負担）

乙は、この契約締結の時から第7条の目的物の所有権が移転する時までの間において、入会セットが理由の如何を問わず滅失し、又は損傷した場合は、甲に対して再送付を請求することができる。

第9条（協議）

この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

